

あなたの生活と行政をつなぐ

Saku

LI
FE
ライフ

別冊

広報佐久
令和元年7月



保存版

令和元年度（2019年度）

各種保険の手続きと保険税（料）の一覧

- ・ 保険証・限度額認定証等の更新について …… P2～3
- ・ 国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付について …… P4～7
- ・ 国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の（自己）負担限度額について… P8～9
- ・ 国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料納期限（口座振替日）一覧表 …… P10

大切に保管してください

- ・更新後は、新しい保険証等を医療機関の窓口等でご提示ください。
- ・保険証等がお手元に届きましたら、住所・氏名などの記載内容を確認してください。
- ・古い保険証等は郵送等で返還していただくか、ご自身で破棄してください。
- ・加入者で保険証が届かない方は、10ページの間合せ先へご連絡ください。

第三者行為による届出について

第三者行為（交通事故・他人のペットによる噛みつき・食中毒・傷害事故等）が原因で、医療機関等で保険証を使うときは国保医療課へご連絡を、介護保険サービスを受けるときは高齢者福祉課へご連絡をお願いします。

注意事項等

* 他の健康保険に加入した場合は、国保を抜ける手続きを忘れずに行ってください（手続きには、加入先の保険証と国保の保険証、印鑑、個人番号カード（または通知カード）が必要です）。

* 加入保険が変更となった直後、引き続き同じ医療機関等での受診の際は窓口で変更となった旨をお伝えください。

* 同一世帯分まとめて世帯主あてにお送りします。

(注 1) ①期間中に 75 歳の誕生日を迎えられる方の有効期限は、誕生日の前日となります。

②現在退職国保に加入されていて 10 月 1 日以降 65 歳になられる方には、期限前に一般国保の保険証をお送りします。

③学生・遠隔地の保険証をご利用の皆さんへ

・新しい保険証は、世帯主あてにお送りします。

・今年度卒業見込みの学生の方（有効期限が令和 2 年 3 月 31 日）で、学生の期間を延長される場合は、更新の手続きを行ってください（更新には在学証明書が必要です）。

* 限度額認定区分は、前年（平成 30 年 1 月～ 12 月）の所得の状況により決まります。

* 認定証の交付の申請をする方は、保険証、印鑑、現在お使いの認定証（更新の方のみ）を持参してください。

* 同じ世帯で国保に加入されている方の前年の所得の申告と、納期が来ている国民健康保険税が完納されていることが新たな認定証の交付要件となります。

* 国民健康保険の自己負担限度額の詳細は、8 ページを参照してください。

(注 2) 70 歳から 74 歳までの方については、住民税非課税の方、または「現役並み所得者」で、課税標準額 145 万円から 690 万円未満までの区分に属する方のみ交付対象となります。

(注 3) 期間中に 75 歳の誕生日を迎えられる方の有効期限は、誕生日の前日となります。

* 医療費自己負担金の割合は、前年（平成 30 年 1 月～ 12 月）の所得の状況により決まります。

* 同一世帯の該当者分まとめて世帯主あてにお送りします。

(注 4) 期間中に 75 歳の誕生日を迎えられる方の有効期限は、誕生日の前日となります。

* 医療費自己負担金の割合は、前年（平成 30 年 1 月～ 12 月）の所得の状況により決まります。

(注 5) 75 歳以上の方および一定程度の障害がある 65 歳以上 75 歳未満の方で長野県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方。認定（手帳等更新による再認定を含む）を受けるには、「障害認定申請書」の提出が必要となりますので、国保医療課医療給付係または各支所市民係へご相談ください。

* 初めて認定証の交付を申請する方は、保険証および印鑑を持参のうえ、国保医療課医療給付係または各支所市民係で申請してください。（住民税非課税世帯または、現役並み所得者で課税標準額 145 万円から 690 万円未満までの区分に属する方が交付対象となります）。

* 後期高齢者医療保険の自己負担限度額の詳細は、8 ページを参照してください。

(注 6) 限度額認定証は、一度申請していただくと、翌年も該当する場合は自動更新となり期限前に新しい認定証を送付します。なお、すでに『区分Ⅱ』の認定証の交付を受けている方のうち、過去 12 か月で 90 日を超える入院をしている方で、令和元年度（2019 年度）の認定証について『長期入院該当』の認定を希望する方は別途申請をお願いします（90 日を超える入院をしたことが分かる領収書が必要になります）。

* 更新対象者の方には、認定更新の通知をお送りします。更新申請後、認定結果が判定され次第、新しい保険証をお送りします。

* 更新に際しましては、ケアマネジャー・施設で代行申請をしていただく場合もあります。

* 有効期間満了日の 30 日前になっても更新申請のない方は、本人・ケアマネジャー・施設等に連絡をとり、申請が必要か確認します。

* 要介護認定は、介護サービスの必要度（どれ位、介護のサービスを行う必要があるか）を判断するものであり、その方の病気の重さと要介護度の高さとは必ずしも一致しない場合があります。

(注 7) 要介護状態区分のない方・事業対象者の方は、更新の必要はありません。

(注 8) 状態不安定による要介護 1 の方は、6 か月以下の有効期間になる場合があります。

* 介護保険利用負担の割合は、前年（平成 30 年 1 月～ 12 月）の所得の状況により決まります。

(注 9) 負担割合証は、介護保険を利用している方には、自動更新となり期限前に新しい負担割合証をお送りします。

* 更新対象者の方には、更新用の申請書をお送りします。申請書受付後、順次新しい認定証をお送りします。

なお、施設に入所している方は、施設に申請書を一括してお送りします。

* 認定を受ける場合は、高齢者福祉課・各支所高齢者児童福祉係窓口で申請してください。

* 申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

* 介護保険の負担限度額の詳細は、9 ページを参照してください。

(注 10) 8 月中に更新申請のない方は、有効期間が提出月の 1 日～令和 2 年 7 月 31 日になります。

保険証・限度額認定証等の更新について

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の保険証等を以下のとおり更新します。

保険	証の種類	新証の色	更新の対象者	更新の時期	更新後の有効期間
国民健康保険	保険証	一般保険証 「藤 色」 退職保険証 「黄 色」	加入者全員	9月下旬	令和元年(2019年) 10月1日～ 令和2年7月31日 (注1)
	限度額認定証	「白 色」	すでに有効期限が平成31年7月31日、または令和元年7月31日までの限度額認定証をお持ちの方で、引き続き限度額認定証の交付対象となる方 (注2)	国保医療課国保年金係または各支所市民係で更新手続きをしてください。 <u>7月中旬から申請書の提出が可能ですが、交付は8月1日以降となります。</u>	令和元年(2019年) 8月1日～ 令和2年7月31日 (注3)
	高齢者受給証	「濃い緑色」	70歳～74歳の加入者	7月下旬	令和元年(2019年) 8月1日～ 令和2年7月31日(注4)
後期高齢者医療保険	保険証	「桃 色」	加入者全員(注5)	7月下旬	令和元年(2019年) 8月1日～ 令和2年7月31日
	限度額認定証	現役並み所得者 「白 色」 住民税非課税世帯 「水 色」 *区分については9ページ参照	すでに有効期限が平成31年7月31日、または令和元年7月31日までの限度額認定証をお持ちの方で、引き続き限度額認定証の交付対象となる方 (注6)	7月下旬	令和元年(2019年) 8月1日～ 令和2年7月31日
介護保険	保険証	「クリーム色」	要介護状態区分 要支援1・2および、 要介護1～5の方(注7)	有効期間満了日の60日以内	原則12か月(注8)
	負担割合証	「白 色」	介護保険を利用している方 (注9)	7月下旬	令和元年(2019年) 8月1日～ 令和2年7月31日
	限度額認定証	「白 色」	すでに有効期限が平成31年7月31日、または令和元年7月31日までの限度額認定証をお持ちの方で、引き続き限度額認定証の交付対象となる方	8月中	令和元年(2019年) 8月1日～ 令和2年7月31日 (注10)

国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付について

国民健康保険制度・後期高齢者医療制度・介護保険制度は、被保険者（加入者）の皆さんに負担していただく保険税（料）で成り立っています。平成30年分の所得等の確定により、令和元年度（2019年度）分の保険税（料）が決定し、「納税（入）通知書」を7月中旬に郵送にてお送りしますので、保険税（料）の納付をお願いします。

＊納付書により納付される皆さんへ

納期限までに最寄りの金融機関またはコンビニエンスストアで納付をお願いします。

また、今後の納付について安心・便利な口座振替もご検討ください。

＊口座振替により納付される皆さんへ

口座振替の方の納付書には、「口座振替」の印字があります。納期限前日までに残高を確認してください。

＊年金からの天引き(特別徴収)対象者の皆さんへ

年金からの天引きの対象となる方には、天引きする額を「特別徴収開始通知書」により、お知らせします。

1 国保税の算定方法

- ・国保税は、加入者の総所得金額等（※）を基に計算しますが、世帯単位で税額を算出するため、世帯主が国保以外の健康保険に加入している場合でも納税義務者は世帯主になります。納税通知書も世帯主あてで送付しますのでご了承ください。
- ・納めていただく令和元年度（2019年度）の国保税の税率等は次の表のとおりで、平成30年度から据え置きです。なお、一世帯当たりの賦課限度額は96万円（医療給付費等分61万円（平成30年度は58万円）、後期高齢者支援金分19万円、介護納付金分16万円）です。

項目	医療給付費等分 (0～74歳)	後期高齢者支援金分 (0～74歳)	介護納付金分 (40～64歳)
所得割額 (H30年分の総所得金額等－33万円)	7.60%	2.75%	2.75%
資産割額 (R元年度の固定資産税に対して)	16.00%	2.90%	3.00%
均等割額 (国保被保険者 一人当たり)	21,300円	7,300円	9,000円
平等割額 (国保加入世帯 一世帯当たり)	25,400円	8,700円	7,300円

（※）総所得金額等とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除前の金額です（後期高齢者医療保険料についても同様です）。

●国保税の軽減・減免

- ・平成30年分の総所得金額等が一定額以下の世帯については、均等割額・平等割額を次の表のとおり軽減します（5割軽減・2割軽減について基準額を拡大しました）。

ただし、所得の未申告者がいる場合、軽減の対象になりませんので必ず申告をしてください。

軽減割合	世帯の総所得金額等（世帯主と被保険者等により判定）
7割軽減	33万円以下の世帯
5割軽減	{33万円 + (28万円×被保険者数と特定同一世帯所属者（※）の合算数)} 以下の世帯
2割軽減	{33万円 + (51万円×被保険者数と特定同一世帯所属者（※）の合算数)} 以下の世帯

（※）国保加入者であった方が後期高齢者医療制度の加入者となり、その後も同一世帯に属する方

・世帯内の方の後期高齢者医療制度の移行に伴う国保税の軽減について

- ①国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、同じ世帯の国民健康保険加入者が一人となった世帯（「特定世帯」といいます）は、5年間、医療給付費等分と後期高齢者支援金分にかかる平等割額を2分の1軽減します。5年経過後は、3年間「特定継続世帯」として、平等割額を4分の1軽減します（課税を計算する際に判定しますので、申請等の必要はありません）。
- ②職場の健康保険に加入していた方が後期高齢者医療制度へ移行することにより、新たに国民健康保険に加入する65歳以上の家族の方（「旧被扶養者」といいます）は、所得割額・資産割額を免除し、均等割額を2分の1軽減します。さらに旧被扶養者のみで構成される世帯については、平等割も2分の1軽減します（適用を受けるには申請が必要です）。ただし、均等割額・平等割額の軽減については、7割軽減・5割軽減を受けている場合は対象外であり、また、令和元年度（2019年度）以降は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限っての適用となります。

・非自発的失業者に対する国保税の軽減について

離職日現在65歳未満の方が、倒産・解雇または雇い止めなどにより離職され国保に加入した場合、離職した方の前年の給与所得金額を100分の30とみなして国保税を計算し、国保税を軽減します。軽減期間は、離職日の翌日から翌年度末日までです（適用を受けるには、申請が必要です）。

なお、公共職業安定所（ハローワーク）から交付される、「雇用保険受給資格者証」の第1面「12.離職理由」欄の「理由コード（2ケタ）」が次の表に該当する方が対象となります。

離職理由コード	離 職 理 由
11	解雇
12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止め（雇用期間3年以上、雇止め通知あり）
22	雇止め（雇用期間3年未満、更新明示あり）
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
23	期間満了（雇用期間3年未満、更新明示なし）
33	正当な理由のある自己都合退職
34	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12か月未満）

・申請に必要なもの

- ・保険証
- ・雇用保険受給資格者証
- ・印鑑（認印）
- ・個人番号カードまたは通知カード

・国保税の減免について

納付が困難と認められる上記以外の一定の事情（火災等により住宅・家財に大きな損害を受けた場合や、世帯主または被保険者が病気などで、前年と比較し収入が大幅に減少した場合）がある方につきましては、申請により国保税が一部減免となる場合がありますので、国保医療課国保年金係までご相談ください。ただし、申請期限は、納期限7日前までです。

2 後期高齢者医療保険料の算定方法

- ・後期高齢者医療保険料は、被保険者（加入者）ごとに算出し一人ひとりに納めていただきます。保険料率は、制度を運営している長野県後期高齢者医療広域連合が2年ごとに決定します。
- ・一人当たりの保険料は、被保険者全員が均等に負担する**均等割額**と被保険者の総所得金額等に応じて負担する**所得割額**の合計です（100円未満の端数は切捨て）。
- ・平成30・令和元年度（2019年度）の均等割額は、40,907円（平成28・29年度から据置き）です。
- ・平成30・令和元年度（2019年度）の所得割率は、8.30%（平成28・29年度から据置き）です。

$$\text{一人当たりの保険料} = \text{均等割額 } 40,907\text{円} + \text{所得割額 } (\text{平成30年中の総所得金額等} - \text{基礎控除 } 33\text{万円}) \times 8.30\%$$

- ・一人当たりの保険料の限度額は62万円です。
- ・年度の途中で新規に資格を取得した方（75歳年齢到達・佐久市へ転入した方など）については、月割りで保険料を算定します。

●保険料の軽減・減免

【所得の低い方の軽減】

平成30年分の総所得金額等が一定額以下の世帯については、均等割額が軽減されます。軽減特例の見直しに伴い、本年度以降の軽減割合は次の表のとおりとなっています。

所得の未申告者がいると軽減の対象にならない場合がありますので、必ず申告をしてください。

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等を合計した額	本則 (制度上の軽減割合)	特例適用後の軽減割合	
		令和元年度(2019年度)	今後の軽減割合 令和2年度 令和3年度
33万円以下の場合 (平成30年度までは、8.5割軽減該当※2)	7割	8.5割軽減 6,136円/年	7.75割 7割
うち、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合 (平成30年度までは9割軽減該当※1)		8割軽減 8,181円/年	7割
33万円+ (28万円×被保険者数)以下の場合	5割	5割軽減 20,453円/年	5割
33万円+ (51万円×被保険者数)以下の場合	2割	2割軽減 32,725円/年	2割

- ※1 9割軽減の対象であった方については、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となります（ただし、課税者が同居している場合は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は納付実績等に応じて異なります）。
- ※2 8.5割軽減の対象の方については、年金生活者支援給付金の支給の対象とならないこと等を踏まえ、激変緩和の観点から本年度は8.5割軽減が据え置きになっています。

【制度加入前日まで職場の健康保険などの被扶養者だった方の軽減】

「所得割額」がかかりません。また、制度加入から2年を経過する月までの間に限り、「均等割額」が5割軽減されます。すでに制度加入から2年を経過している場合は、「所得割額」の軽減のみとなります。

・保険料の減免について

納付が困難と認められる一定の事情（火災等により住宅・家財に大きな損害を受けた場合や、会社都合による失業や病気などで前年と比較し収入が大幅に減少した場合）がある方は、申請により保険料が一部減免となる場合がありますので、国保医療課医療給付係までご相談ください。ただし、申請期限は納期限7日前までです。

3 介護保険料の算定方法

介護保険料は、その年度の本人および家族（世帯員）の住民税課税状況などにより算定します。介護保険料の所得段階および年額は、次の表のとおりです。

令和元年度（2019年度）の介護保険料（65歳以上）

所得段階	対象者	介護保険料（年額）
第1段階	生活保護の受給者	25,400円
	本人および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者	
	本人および世帯全員が住民税非課税で本人の年金収入額（※1）+その他の合計所得金額（※2）が80万円以下	
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で本人の年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下	42,300円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で本人の年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超	49,100円
第4段階	本人が住民税非課税（世帯内に課税者がいる）で本人の年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下	59,600円
第5段階	本人が住民税非課税（世帯内に課税者がいる）で本人の年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超	67,800円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円未満	84,700円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満	91,500円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満	101,700円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上	118,600円

（※1）年金収入額：障害年金や遺族年金等の非課税年金は含まれません。

（※2）その他の合計所得金額：公的年金等にかかる雑所得を控除した金額です。

合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除前の金額です。

平成30年4月からは、「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除」および「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除（第1～5段階のみ）」した金額を用いています。

なお、今年度より第1～3段階の方々の介護保険料が下がります。特別徴収の方は9月、普通徴収の方は7月に減額した保険料が反映された通知を送付しますので、ご確認ください。

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の（自己）負担限度額について

1 国民健康保険の自己負担限度額について

1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、超えた分を高額療養費として支給します。その都度申請が必要になりますので、高額療養費の支給に該当する世帯には申請のお知らせをします。なお、申請には医療機関で支払いをした際の領収書が必要です。

●【70歳未満の方の場合】 1か月の自己負担限度額

区分		3回目まで	※4回目以降
住民税課税世帯	所得901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
	所得600万円超901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
	所得210万円超600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
	所得210万円以下	57,600円	
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

※過去12か月以内に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合、「4回目以降」の自己負担限度額となります。

- ・あらかじめ「限度額認定証」の交付を受けている場合は、医療機関へ提示することにより、保険診療分の窓口での支払いが上表の各区分の限度額までとなります。
- ・所得とは、総所得金額等から基礎控除額を差し引いた金額のことです。

●【70歳以上75歳未満の方の場合】 1か月の自己負担限度額

次の 2 後期高齢者医療保険の自己負担限度額 と同額となります。

2 後期高齢者医療保険の自己負担限度額について

1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、超えた分を高額療養費として支給します。

申請が必要となるのは初回のみで、高額療養費の支給に該当する方には申請のお知らせをします。以後に生じた高額療養費は、申請口座に振り込みます（支給決定後の振込先変更はできませんので、振込先を変更される場合はお早目に「振込口座変更届」をご提出ください）。

● 1か月の自己負担限度額

区分		自己負担限度額（月額）	
		外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	課税標準額690万円以上	252,600円+（医療費-842,000円）×1% < 140,100円 >	
	課税標準額380万円から690万円未満	167,400円+（医療費-558,000円）×1% < 93,000円 >	
	課税標準額145万円から380万円未満	80,100円+（医療費-267,000円）×1% < 44,400円 >	
一般		18,000円（年間上限144,000円）	57,600円 < 44,400円 >
区分Ⅱ		8,000円	24,600円
区分Ⅰ			15,000円

- ・ <>内の金額は、過去12か月以内に高額療養費の支給（外来＋入院の限度額を超えたもの）が4回以上あった場合の「4回目以降」の自己負担限度額です。
- ・ 課税標準額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額（総所得金額等）から、さらに、扶養控除や医療費控除などの所得控除（基礎控除を含む）を差し引いた後の金額です。

【区分について】

現役並み所得者…世帯内に課税標準額が145万円以上の被保険者がいる方

ただし、次に該当する場合で、基準収入額適用申請をして認定された場合は「一般」の区分となります。

- ・ 被保険者の収入合計が、2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合
- ・ 被保険者が1人で、かつ、70歳以上75歳未満の人がいる場合で、その全員の収入合計額が520万円未満の場合

一般…現役並み所得者・住民税非課税世帯以外の方

区分Ⅱ…住民税非課税世帯の方（区分Ⅰ以外）

区分Ⅰ…住民税非課税世帯の方で、各世帯員の収入から必要経費（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたとき0円になる方

【限度額認定証の提示について】

- ・ 住民税非課税世帯の方は、「限度額認定証」を医療機関へ提示することにより、窓口での支払いにおいて、前頁の表の区分Ⅰまたは区分Ⅱの限度額を適用します。提示がない場合、いったん一般の区分が適用となります。
- ・ 現役並み所得者の方で課税標準額が145万円から690万円未満までの方は、「限度額認定証」を医療機関へ提示することにより、保険診療分の窓口での支払いが、前頁の表の各区分の限度額までとなります。提示がない場合は、いったん課税標準額690万円以上の方の区分が適用となります。
- ・ 限度額認定証を提示しなかったことで、本来の限度額を超えて負担した分につきましては、後日申請により高額療養費として支給します。

3 介護保険の負担限度額について

所得の低い方の施設利用に係る居住費・食費は次の表の負担限度額までを負担していただき、超えた分は申請により介護保険から給付されます。

* 以下のいずれかに該当する方は対象外となります。

- ① 住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の方
- ② 住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える方

●負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室		
第1段階	・ 本人および世帯全員が住民税非課税で、 ・ 老齢福祉年金の受給者 ・ 生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階が第2段階以外の方	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。

※第1～3段階に該当しない方でも、特例的に第3段階が適用される場合があります。詳しくは高齢者福祉課介護保険給付係にお問い合わせください。

佐久市国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料 納期限(口座振替日) 一覧表

納入は 安心 便利 な口座振替をご利用ください

月 別	税目・保険料別納期限、口座振替日		
	国民健康保険税 (普通徴収)	後期高齢者医療保険料 (普通徴収)	介護保険料 (普通徴収)
4月			第1期 (5月7日)
5月			第2期 (31日)
6月			第3期 (7月1日)
7月	第1期 (31日)	第1期 (31日)	第4期 (31日)
8月	第2期 (9月2日)	第2期 (9月2日)	第5期 (9月2日)
9月	第3期 (30日)	第3期 (30日)	第6期 (30日)
10月	第4期 (31日)	第4期 (31日)	第7期 (31日)
11月	第5期 (12月2日)	第5期 (12月2日)	第8期 (12月2日)
12月	第6期 (1月6日)	第6期 (1月6日)	第9期 (1月6日)
1月	第7期 (31日)	第7期 (31日)	第10期 (31日)
2月	第8期 (3月2日)	第8期 (3月2日)	第11期 (3月2日)
3月		第9期 (31日)	第12期 (31日)

- 納期限が過ぎますと、督促手数料、延滞金を支払うようになります。
- 口座振替の方は、振替日の前日までに残高の確認をしてください。
- 納付に関する相談は随時行っていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

- 国民健康保険及び後期高齢者医療保険について
国保医療課 (国保) TEL 62-3164 (直通)
(後期) TEL 62-2915 (直通)
- 介護保険について
高齢者福祉課 TEL 62-3154 (直通)

